

午後 1 時零分再開

○議長（手嶋源五君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで議案の訂正の件を議題といたします。第21号議案平成26年度朝倉市水道事業会計補正予算（第2号）について、執行部から訂正の申し出がありましたので、訂正理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（森田俊介君） 議員の皆様には議案の訂正について、この場をお借りいたしまして、心からおわび申し上げます。

さきに提出いたしました第21号議案平成26年度朝倉市水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、地方自治法218条第1項の規定により提出したところでございますが、本議案中に誤りがございましたので、第2条の一部を訂正しようとするものであります。

議員の皆様には御迷惑をおかけいたしましてまことに申しわけございませんが、何とぞ御理解を賜り、御了承くださいますようお願い申し上げ、議案の訂正の説明にかえさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

（市長降壇）

○議長（手嶋源五君） ただいま議題となっております第21号議案平成26年度朝倉市水道事業会計補正予算（第2号）の訂正の件を承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第21号議案平成26年度朝倉市水道事業会計補正予算（第2号）の訂正を承認することに決しました。

これより議案等の質疑を行います。

質疑は、申し合わせにより同一議題について3回までとなっております。御了承願います。

それでは、第1号議案平成27年度朝倉市一般会計予算についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第2号議案平成27年度朝倉市住宅資金等貸付特別会計予算についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第3号議案平成27年度朝倉市簡易水道特別会計予算についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第4号議案平成27年度朝倉市国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第5号議案平成27年度朝倉市後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第6号議案平成27年度朝倉市介護保険特別会計予算についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第7号議案平成27年度朝倉市下水道事業特別会計予算についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第8号議案平成27年度朝倉市農業集落排水事業特別会計予算についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第9号議案平成27年度朝倉市個別排水事業特別会計予算についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第10号議案平成27年度朝倉市工業用地造成事業特別会計予算についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第11号議案平成27年度朝倉市工業用水道事業会計予算についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第12号議案平成27年度朝倉市水道事業会計予算についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第13号議案平成26年度朝倉市一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。質疑はありますか。11番富田栄一議員。

○11番（富田栄一君） 11番です。

補正予算書の8ページ、教育費の中で、中学校費の杷木中学校特別教育等増築事業が1,200万円が上がっております。これについて小学校の統廃合問題にかかわってくる事業だと思っておりますが、教育委員会、また朝倉市として事業を始めるに当たっての市民への報告というのが1回もあってませんが、まず予算をする、これ1つはこれは国の補正の中での緊急というか、有効な予算で、急遽手を挙げたというのはわかりますんですが、地域への説明について教育委員会として計画はあってますでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 教育課長。

○教育課長（秋穂修實君） これにつきましては、この前、一般質問でも同じような質問がありましたが、まず、今あります杷木中学校の北校舎、通称、北校舎といいますけど、ここが耐震診断をして耐震に耐えられないということで取り壊すということですね。これは建設準備委員会の中でも説明をしたと思います。そして、そのかわりにこの前も一般質問の中でもお答えいたしました。必要な特別教室、美術室と音楽室、それを建てるということですので、この前の直近の建設準備委員会の中でも、小学校のレイアウト案を配置したときに、そういうこの位置が特別教室の位置ですよというふうにしておりましたので、説明はしたかということであれば、したというふうに考えております。

○議長（手嶋源五君） 11番富田栄一議員。

○11番（富田栄一君） 建設準備委員会の中では確かにあったと記憶してありますが、じゃなくて、地域住民の方に対して広く市として、また教育委員会として、予算執行するに当たって説明責任があるのではないかなと思っております。いかがでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 教育課長。

○教育課長（秋穂修實君） 建設準備委員会自体が各種団体のPTAとか、役員の方々の代表ですので、その代表の方々に示すというのは、地域住民の方に示しているというふうに考えております。

○議長（手嶋源五君） ほかに。14番平田梯子議員。

○14番（平田梯子君） 3点質問いたします。

まず補正予算書の23から24ページにわたって地域活性化、地域住民生活等緊急支援交付金事業費として幾つかの課にまたがって組んでございますが、これの具体的などのような事業なのか、それから、この財源が国と市がどのような割合なのかをお尋ねいたします。

○議長（手嶋源五君） 秘書政策課長。

○秘書政策課長（鶴田 浩君） まず、では23ページの総務部、秘書政策課分でございます。898万9,000円の補正でございますけれども、この内訳は、緊急支援交付金事業の地方

創生先行型に属する事業でありまして、総合戦略の策定経費、それから定住促進事業としてのトライアルワーキング事業、定住啓発パンフレット作成費、これが898万9,000円でございます。

それから財源でございますけれども、これは全部まとめますと総額で1億6,910万2,000円でございますが、そのうち1億5,000万円が国庫補助金としております。基本的には100%事業でございます。

それで、この事業の内容につきましては、3月補正予算の補足資料ということで、平成26年度地域活性化、地域住民生活等緊急支援交付金事業、繰越明許事業ということで1枚用紙を配付してるところでございます。それが個別の事業ということでございます。個別の事業につきましては、全体を言いますと、今、秘書政策課の分がありました。そのほかに保険年金課、これは子育て支援事業、健康課、子育て支援事業、商工観光課がプレミアムつき商品券発行補助事業ほか、ふるさと宿泊助成事業等の事業でございます。それから都市計画課の定住促進事業としてのあさ暮らし住宅リフォーム補助事業もこの事業でございます。

財源については、そこにありますように、総額1億6,910万2,000円につきまして、交付金充当が1億5,000万円、そういうふうなものになっております。

以上です。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） ありがとうございます。

次に、28ページの保健福祉部の健康課の予防接種費が2,300万円ほど減額になっております。それともう1つ、32ページの都市建設部のほうで中心市街地整備事業がやっぱり減額されておりますが、この減額の根拠についてお尋ねいたします。

○議長（手嶋源五君） 健康課長。

○健康課長（古川淳子君） 予防接種費の2,309万円の減額なんですけど、主に平成25年8月にポリオワクチンが廃止になり、ポリオ不活化ワクチンを含んだ4種混合ワクチンが25年の11月から定期接種となっております。その関係で見込み、接種回数が減るために、26年度も多く受けていただくというところで予算を組んでいたんですけども、90カ月までに実施すればいい予防接種ですので、その関係で見込み違いで減になったものと考えてます。

それともう1つは、日本脳炎の積極的接種勧奨をしないというのが平成17年から始まっているんですけども、その方たちの差し控えの対象者に対しての特例措置が行われております。二十歳未満の方まで受けていただくことができるんですけど、その部分を例年どおり組んでおりましたら、今年度から4年ほど経過しているためか、受診者が少なかったための見込み減によるものです。

4種混合ワクチンに関しましては、接種単価が1回当たり1万円と高額なために、その

ためにこういう高額な減額予算になったとっております。

以上です。

○議長（手嶋源五君） 市街地活性化推進室長。

○市街地活性化推進室長（井上 浩君） 市街地活性化推進室分の減額補正でございますが、主なものとして入札残、それから、この中心市街地整備事業につきましては25年から29年の5カ年で2期の事業計画に入っておりますが、この間に測量設計、補償調査、用地交渉、それから道路等の工事完了を終えるということで、単年度単年度、できるだけ用地交渉がスムーズにできるように予算要求をしながら進めてきておりますが、今回26年度の6月補正で、旧386、県道福岡日田線のほうのJAの旧甘木支店跡前からフレアス甘木の東側道路への補正を予算要求しておりましたが、測量調査、それから関係権利者への予備交渉、補償調査等の移行の中で、26年度予算での執行は厳しいという判断と、竹原水町線、現在のフレアス甘木の南側から東高へ抜ける、この2路線について用地費と補償費を減額補正するものでございます。

以上です。

○議長（手嶋源五君） 14番平田梯子議員。

○14番（平田梯子君） 今の市街地整備事業に関しましては、それでは今年度予定してらっしゃった事業としての進捗状況、何%ぐらいであったのか。

それから予防接種に関しましては、受ける人が少なかったということですが、そのことに関して実施主体としてはどういう見解を持ってらっしゃるのか。

それから頸がんワクチンについてはどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○議長（手嶋源五君） 健康課長。

○健康課長（古川淳子君） 4種混合に関しましては、平成25年の11月からの実施だったための、やはり不活化ワクチンと3種混合、一緒になっておりますので、不活化ワクチン分が単独で打つと回数とその分ふえます。そのために4種混合で打たれる方が多いというふうに予想してたんですが、90カ月までに4回接種すればいいわけですので、その関係で見込みが少し多過ぎたなというふうに思っております。

接種対象者に関しましては、乳幼児健診時にずっと接種表を見ながら接種状況を見ながら受診勧奨等を行っておりますので、接種に漏れがないようには努めているところです。

それと子宮頸がんワクチンに関しましては、26年度の当初のほうに再開される予定だったんですが、予定がまだ積極的な勧奨に至っていないという状況です。

以上です。

○議長（手嶋源五君） 市街地活性化推進室長。

○市街地活性化推進室長（井上 浩君） 実施状況につきましては、用地買収を伴う路線ごとに用地買収計画面積に対する契約済み面積ということで現在把握しております。二日町旭町線、アーケードの現在でございますサンタウン通りの用地買収計画面積に対しまして、

につきましては63.72%の現在契約済みの状況でございます。

それから、中央公園用地、北と南に公民館前通り線の整備と竹原水町線の4工区を含めて、この中央公園の用地買収予定面積に対して、現在92.89%の進捗を見て、残り契約1件という状況になっております。

あと用地買収といたしまして、先ほど減額提案をしております四重町八日町線、竹原水町線の5工区については、まだ用地買収につきましてゼロ%の状況でございます。

以上です。

○議長（手嶋源五君） ほかに。3番堀尾俊浩議員。

○3番（堀尾俊浩君） 34ページの社会教育費、これで町並み保存事業費でマイナスの2,300というのが上がっております、説明をお願いします。

○議長（手嶋源五君） 都市計画課長。

○都市計画課長（日野浩幸君） この分につきましては、伝統的建造物群保存地区の伝統的建造物、この補修を毎年一定額計画をしております。本年度については申し込みがその分、少なかったということで、歳入歳出とも減額をしております。

以上でございます。

○議長（手嶋源五君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第14号議案平成26年度朝倉市住宅資金等貸付特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第15号議案平成26年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第16号議案平成26年度朝倉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第17号議案平成26年度朝倉市介護保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第18号議案平成26年度朝倉市下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを

議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第19号議案平成26年度朝倉市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第20号議案平成26年度朝倉市個別排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第21号議案平成26年度朝倉市水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第22号議案朝倉市山村広場条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第23号議案朝倉市行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第24号議案組織機構の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第25号議案地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第26号議案朝倉市学童保育所条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第27号議案朝倉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありますか。6番中島秀樹議員。

○6番（中島秀樹君） 6条なんですけれども、表現が何というんですかね、玉虫色といいますか、そういった表現になってますが、具体的な期日を定めてないのはなぜかということと、実際にいつぐらいをめどに始めるつもりなのか、この2点をお尋ねいたします。

○議長（手嶋源五君） 介護サービス課長。

○介護サービス課長（宮地ミドリ君） 6条については、介護保険法改正に伴って新たに市町村が取り組む事業がございます。新しい介護予防、日常生活支援総合事業、それと在宅医療・介護連携の推進、それと生活支援体制の整備、それと認知症総合支援の4つの事業が新たに、それ以外にもございますが、これについてはいずれも27年の4月1日が施行になっております。

ただし、移行措置、経過期間が設けられておまして、29年の4月からしなくてはいけないもの、あとは30年度までにしなくてはいけないものというのがございます。その事業実施を猶予する場合は、条例で制定しなければならないというふうになっておまして、今回上げさせていただいてるものは、4つの事業ともに経過措置期間を設けさせていただいて、事業の実施を後のほうにすることとございまして、予定として日常生活総合支援事業と、これは予定なのでまだ明確ではございません、流動的でございます、実施までかなりの準備期間がございますので、今考えておりますのが、日常生活総合支援事業が29年、それと生活支援の充実強化も29年を考えております。それと在宅医療・介護連携の推進については28年、それと認知症施策について30年を今考えてるところでございます。以上でございます。

○議長（手嶋源五君） ほかに。14番平田梯子議員。

○14番（平田梯子君） 保険料率についてお尋ねいたします。第4条で現行と新しい改正案が出ておりますが、かなりの高額になっているようでございますが、算定基準についてお尋ねいたします。

○議長（手嶋源五君） 介護サービス課長。

○介護サービス課長（宮地ミドリ君） 算定基準でございますが、3年間の介護給付費、総給付費をまず算出いたします。それをもとに介護保険被保険者数、あるいは認定者数等から割り出していくものでございますが、ここで保険料、市で徴収する保険料というのは、1号被保険者の方、65歳以上の方の保険料を徴収するものでございまして、総給付費の22%を保険料で1号被保険者の方から徴収させていただくこととなりますが、標準給付見込み額、3年間の標準給付見込み額と地域支援事業費を合わせたものに、1号被保険者の負担割合が22%でございます、それが1号被保険者の負担相当額というものになりまして、それに調整交付金と申しますが、市町村によって低所得者の階層が多いとか、後期高齢の

割合が多いとかいう場合に、国のほうで加算、調整するものがございます。そのプラスマイナス。それと準備基金をどれぐらい充てるか、それから保険料として必要収納額を算出したします。それを100%は収納できませんので、予定収納率というものをそれに掛けてまして、それを3年間の被保険者数で割ったものがございます。それを割ったものが保険料の年間見込み額が6万4,440円というものがございます。それを12で割ったものが5,370円という保険料の基準額というものになります。この金額は今のがざっと言った算出根拠でございます。

伸びです、第5期、平成24年から26年までの計画期間の保険料との比較をしますと、保険料が7.6%の伸びでございます。

以上です。

○議長（手嶋源五君） ほかに。14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） 非常に難しいところであろうと思いますが、新しく始まります地域支援事業と、それから介護報酬が、地域支援事業が始まったら、いわゆる施設を利用できない人もあろうかと思いますが、地域で面倒見るといようなシステムに移行するんじゃないかなと。例えば支援の1、2の人は。その場合、何か施設に払うとか、そういう介護事業者に払う費用としては下がるのですか、地域活動が始まるから下がるのですか、将来のことだからわからないんですけども、大体そのようなところも勘案してのこの保険料、算定されたんでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 介護サービス課長。

○介護サービス課長（宮地ミドリ君） 利用される場合の個人負担のことをお尋ねでしょうか、地域支援事業の。

地域支援事業は今も地域支援事業というのがございまして、今度の次期計画では地域支援事業の中に新たな事業が追加されるということでございまして、それが先ほど申しました4つの事業以外に幾つかございます。そういうものが包含された分で算出したものでございます。

以上です。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） 質問の趣旨は、いわゆる介護保険料がもうパンクしそうになったから地域で面倒見ようというのが今度の介護保険の改定の大きな理由であるということもあつたと私は記憶してるんですね、地域でボランティアで、高齢者同士で見ようと。そうなると、逆に言うと、今まで施設にお願いしていた分が、そちらのほうでお互いに支援し合いながら、共同にやりながら面倒見ていこうというところだと私は思ってたんですね。それでは、でも今までどおりやっぱり施設に対する介護報酬を払う分というのは、保険者としては変わらないところと思われるのでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 介護サービス課長。

○介護サービス課長（宮地ミドリ君） 介護報酬単価は御承知のように全体で2.25%見直しをされております。ですから、その分は事業所に支払う分は減ってまいります。

ただ、認定者数なり高齢者数は27年から3年間も増加いたしますので、総給付費は伸びます。介護報酬単価が見直されて、2.27%が下がっております。

以上です。

○議長（手嶋源五君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第28号議案朝倉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第29号議案朝倉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第30号議案朝倉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第31号議案朝倉市火葬施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。1番鹿毛哲也議員。

○1番（鹿毛哲也君） 議案書の59ページの備考の2番の欄ですが、市内居住者であった者が社会福祉施設入所等というふうな文言が書いてありますが、これは例えば児童施設とか、病院とか、どこの範囲までを指してあるのか、お尋ねいたします。

○議長（手嶋源五君） 環境課長。

○環境課長（高木昌己君） おっしゃるとおりでございまして、まず基本的には社会福祉法に規定します社会福祉施設に住所を移されてお亡くなりになった方、それから病院等につきまして1年以上、国の指導で1年以上、主な居住地を移す場合は住民票を移してくださいというふうになっておりますので、それに基づいて病院でも住所を移された方。それから、最後に学校教育法に定めます児童生徒、学生が就学のために寮等に入られて市外に

住所を移された方、これを基本的に対象といたしております。

以上でございます。

○議長（手嶋源五君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第32号議案朝倉市杷木農林産物処理加工施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。14番平田梯子議員。

○14番（平田梯子君） この条例の改正によって管理運営がどのように変わるのかをお尋ねいたします。

○議長（手嶋源五君） 農林課長。

○農林課長（末次和幸君） 現在は地元の女性農家で組織してある万九里加工利用組合のほうで管理運営をしていただいておりますが、なかなか運営が難しいということでございますので、杷木のコミュニティのほうにお願いをいたしまして、もちろん農林課のほうも一緒にしますが、鍵のあけ閉め等は杷木コミュニティのほうにお願いをいたしまして、そういうふうにさせていただきたいというふうにお願いしています。

申しわけありません、松末のほうです、松末コミュニティのほうで管理運営をしていただくということになります。

○議長（手嶋源五君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第33号議案朝倉市多目的施設原鶴振興センター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第34号議案朝倉市立保育所条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第35号議案朝倉市水源涵養基金条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。9番田中保光議員。

○9番（田中保光君） ちょっと一、二、お尋ねをしたいと思います。

まず、この事業は私は本当にいい事業だなというふうに思っております。ぜひこれを成功させていただきたいなというふうに思ってるわけですが、まずその中で、この前、説明を受けましたのは、基金総額が一応10億円を積み立てて、そして大体33億円程度の事業をやっていくと。これは約20年間かけてやろうという計画で御説明を受けたところでご

ざいます。

そういう中でございますけれども、まずこの基金の原資になります部分は、いわゆる3つのダム、小石原を含みます3つのダムの利水者等となっておりますけれども、利水者というのは普通は都市用水、あるいは部分、いわゆる工業用水を含みます都市用水部分だというふうに理解をしておりますが、これに利水者には実は農業用水も実は利水者に入るわけです。多分この分は外れてるんじゃないかなと思いますけれども、農業用水分がどのようになっているのかが1つですね。

それともう1点は、基金の総額は10億円という、さっき言いますようになっておりますけれども、事業期間は20年ですけれども、この10億円は何年ぐらいかけて醸成をしていこうという、積み立てをしていこうという計画でお考えになっているのか。当然利水者とのかわりがあるんじゃないかなという理解もいたしますけれども、一応計画としてはどのような期間で考えてられるのか。

それと、これにつきましては、多分福岡県がかなりの力入れをさせていただいておるのではないかなというふうに思ってるわけですけれども、そこあたり、どこが一番中心でこの世話をさせていただいてるのか、そこを、この3点をお尋ねしたいと思います。

○議長（手嶋源五君） 都市建設部長。

○都市建設部長（熊本正博君） 一番最初に農業用水がこの負担されるのに入ってるかということでございますが、これについては朝倉市もありますけど、朝倉市、それから農業用水の利水者は入っておりません、除いております。

2番目に、工事期間が20年というスパンであります、その負担金はどんなふうになっているかということでございますが、これにつきましては一括で入れられるところもありますが、通常5年、ダムが完了します完了時までということになっていただくようにしております。

それから3番目の分につきましては、朝倉市、東峰村が要望をいたしております。それで福岡県に協力をいただいておりますという状況でございます。

以上です。

○議長（手嶋源五君） 9番田中保光議員。

○9番（田中保光君） 大体の5年程度の見込みで積み立てをしていくというのは、いわゆる小石原川ダム建設が大体31年に完成をする。今の見通しでは、そういうことで、そういう関係での5年と理解していいですかね。

○議長（手嶋源五君） 都市建設部長。

○都市建設部長（熊本正博君） そう理解されて結構でございます。

○議長（手嶋源五君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第36号議案朝倉市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性

化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第37号議案朝倉市過疎地域自立促進計画（杷木地域）の変更についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第38号議案朝倉市子ども・子育て支援事業計画の策定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第39号議案権利の放棄について（委託費に係る請求権）を議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第40号議案市道路線の認定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第41号議案福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第42号議案久留米市外三市町高等学校組合規約の変更についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

以上をもって議案等の質疑を終了いたします。

これより、議案等の委員会付託を行います。

付託区分については、お手元に配付の付託表のとおりであります。御了承願います。

お諮りいたします。第13号議案については、会議規則第35条第3項の規定により委員会付託を省略し、常任委員会において御審査いただきたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。
次の本会議は、19日午前10時から行います。
本日は、これにて散会いたします。お疲れさまでした。
午後 1 時46分散会